

【史料紹介】

中井源左衛門光基「初下り諸事手扣」

―日野から仙台への旅と飢饉の影響―

青柳 周一
西川 雄也

本稿では、近江国蒲生郡日野（滋賀県蒲生郡日野町）に本宅を構え、全国規模で経営を展開した中井源左衛門家の四代当主光基（光茂・正治兵衛、石翁と号す。一八〇二〜一八七二）が残した日記のうち、「初下り諸事手扣」〔中井源左衛門家文書八五八二〕を部分的に翻刻し紹介する。光基は天保五年（一八三四）に当主となって以降、文久元年（一八六一）に隠居するまで三〇年間近く当主であり続け、明治四年（一八七一）まで存命であった。その間日々書き続けた日記は四九冊に及び、さらに日野本宅や、仙台店ほか中井家が各地に置いた出店（支店）の記録をまとめた編輯日記も数多く作成した。その概要については拙稿^{〔1〕}を参照されたい。

四九冊ある日記のうち、一冊目の表題は「初下り諸事手扣」であるが、二冊目は「二番諸事日下恵」（八五八二）である。それ以降は明治四年（一八七二）「四拾九番諸事日下恵」（八六三五）まで、通し番号を頭に付す「○番諸事日下恵」という形でほぼ統一される。

これら日記は、光基が家督を継いだ天保五年に三冊、翌六年には四冊と、当初は一年に二〜四冊が作成されているが、天保一〇年の「十六番

諸事日下恵」（八五九八）以降は一年一冊のペースとなる。

「初下り」とは、初めて日野から仙台へ「下る」こと、すなわち光基による最初の仙台店への店廻りを指す。「初下り諸事手扣」は光基が天保五年四月八日に日野を旅立った時点から書き出され、同年八月一日までの記事を収める。続く「二番諸事日下恵」はその翌日から、日野に帰着した十一月一日で終わる。ここから「初下り諸事手扣」と「二番諸事日下恵」は、もともと天保五年の店廻り中の記録として作成されたと考えられるが、光基は日野帰着後も毎日日記を綴る習慣を維持し、「三番諸事日下恵」（八五八三）以降の日記を作成していった。

本稿で翻刻したのは、「初下り諸事手扣」のうち、その前半部分にあたる、四月八日から五月晦日までの記事である。光基は四月八日に日野を出発した後、高宮宿から中山道を東へ向かい、途中善光寺に立ち寄っている。その後中山道へ戻り、倉賀野宿から例幣使街道に入って、明確な経路は不明だが、栃木宿から宇都宮宿―白沢宿を経て（四月二四日〜四月二五日）奥州道中に出て、仙台へと向かっている。

この間の光基は、当主となって最初の店廻りの旅ということで、初めて立ち寄る名所・旧跡も多かったためであろうか、その感想を多く日記中に書き残している。自作の和歌も添えられた光基の文章からは、素直で新鮮な旅の喜びが伝わってくるかのようである。

とくに四月一八日、善光寺門前の茶屋に入るや否や、足も洗わず「泥足之俣」で参詣に飛び出して行く光基の姿には、憧れの善光寺を眼の前にして、浮き立つかの様な微笑ましさも感じられる。また翌一九日、この日は増水した丹波川（犀川）が川留めとなりそうだが、「加州公」の行列が通行するので、それに合わせて「川明ケ」になるだろうとの情報

を得て、光基は河原へと急いでいる。こうした文章からは、当時の旅の障害となった川留めや大名行列の通行といった事態に、旅行者がどう対応しようとしたかという実態が浮かび上がる。

五月朔日、奥州街道の福島宿を出発した光基は、「藤田宿離」で一人の陰陽師と偶然出会い、彼に地元の名所・旧跡を案内してもらっている。こうした点も、当時の知識人としての陰陽師による行動の一端が窺われて興味深い。

翌五月二日、光基は仙台店に到着した。そして一〇日になって相馬店から取り寄せた昨年（天保四年）の店卸帳を点検して、ここで相馬店が三三三両余という巨額の損失を出した事実と直面し、当惑のあげく絶句してしまう。これが、「昨年来飢饉不作」―天保四年に東北地方を襲った飢饉が中井家の出店経営に及ぼした深刻な影響について、光基が初めて現地で具体的に認識した瞬間であった。

さらに五月二二日、光基は石巻店の店卸帳を点検するが、ここでも相馬店と同じく「大損」が生じていた。飢饉下にあつて、東北地方の各出店は等しく経営困難に陥っていたのである。なお光基の先代当主であった三代光照は、文政一二年から天保元年（一八二九―一八三〇）の店廻りの後に病を悪化させて日野に引きこもり、天保四年末に死去している⁽²⁾。この頃は中井家にとって当主交代の端境期だったのであり、そのため光基自身も各出店の現状を事前に十分把握できていなかった可能性がある⁽³⁾。

この年以降、光基はさらに打ち続く飢饉の惨禍を目の当たりにしながら、各出店の整理を断行して、仙台店と京都店の維持に専心するといった経営方針の転換を余儀なくされる。また仙台藩による飢饉対応にも協

力を得ざるを得なくなるなど、商家の当主として苦悩の時期に突入していく。「初下り諸事手扣」前半の文章はある種の明るさを湛えていて、日野から仙台への道中日記としても読み応えがあるが、その後の光基と中井家自体がたどった運命を想起すると、それは短かく終わった安定した時期の記録であったようにも思えてくる。

青柳は令和三年度陵水学術後援会学術調査・研究助成により、京大大学人間・環境学研究所に在籍する西川雄也氏の協力を得て、光基による日記類の翻刻作業を行った。本稿はその成果の一部であり、西川氏による翻刻を青柳が点検・監修して作成した。

注

(1) 拙稿「中井源左衛門光基の日記―「諸事日下恵」と「要用記」」(福田千鶴・藤實久美子編著『近世日記の世界』(ミネルヴァ書房、二〇二二年所収) 参照。

(2) 青柳周一・西川雄也「中井源左衛門光基「日野要用記」先代当主逝去の場面を中心に」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』五六号、二〇二三年) 参照。

(3) 相馬店や石巻店の経営状況と光基の対応については、拙稿「近江商人の出店経営と閉店への経緯―中井家源左衛門家の相馬店について」(青柳周一・東幸代・岩崎奈緒子・母利美和編『江戸時代近江の商いと暮らし―湖国の歴史資料を読む』サンライズ出版、二〇一六年)、「東北地方の近江商人―中井家四代当主の日記から」(『湖国と文化』一八〇号(公財)びわ湖芸術文化財団、二〇二二年) 参照。

凡例

- 一、史料中の漢字は、原則として常用漢字に改めた。
- 一、者(は)・江(え)・而(て)・与(と)といった助詞はかなに改めず、元の字体のままとした。
- 一、史料中の文章は原則として送り込み、読解の参考として読点・並列点を施した。
- 一、墨で抹消された文字は■、難読文字は□を、その字数分置くこと以示した。

(表紙)

「天保五年四月八日発足 同八月十一日マテ

初下り諸事手扣

光茂

老番 写し済(朱筆)

天保五年午四月三日就吉辰門出、八日発足初下り諸用向記 但し同伴宗

兵衛殿・供三平

八日 天氣、早朝大風雨、昼前分晴ル、到而暑シ

今四ツ時過分懇意別家出入之銘々、別情之益為取替、組内旅中之体ニ而暇乞ニ参り、外ニ中之番矢新殿へ参候、引取、一統へ暇乞之上出立、松尾丁守清殿へ参り、別情之益為取替、守行殿へ立寄り、懇志別家之男たるもの不残西之野迄見送り、中ニハ上野田・内池迄も参り候ものも有之、夫々暇乞之上別れ、八日市八幡屋へ七ツ時着、尤八日市まで庄八見送り参候間、金老朱為祝義遣、即日帰溪、扱々今朝出立、高宮

中井源左衛門光基「初下り諸事手扣」

泊り之存慮罷在候得共、風雨烈敷相見合居、明九日ニも可致歟存居候得共、追々別家且懇志之衆中見立へ被参、黙止かたく、且ハ明日理哲居士御明日、旁不都合ニ付、出立いたし候事、尚又深井吉兵衛殿ニも、兼而八日同道可致出立約束仕置候処、今朝之風雨ニ而先方ハやめニ相成、依之明九日高宮宿ニ而出合、夫分同伴之約束ニ相成候事、明日ハ高宮ニ而一泊可致存慮之事

九日 天氣、昼前迄曇ル、昼後晴風吹曇

今朝大ニ致朝寝、五ツ半前分発足、高宮かたばみやへ昼半時着、支度之上多賀大社江参詣、先年寄附之玉垣致一見候処、到而立派成事、かたばみやへ七ツ過ニ帰り候処、深井吉兵衛殿・供老人御着被成御座候、是より同行五人ニ相成候事

今朝中清殿娘入人足、帰りニ出合候事

十日 天氣、風添到而暑シ

今朝高宮六ツ半時出立、醒井分今須迄加籠ニ乗、赤坂まつや江七ツ半時着、今日歩行之里数凡十里、今夕松屋ニ而酒出^{サレ}、肴八寸ニ茄子、生節井、もろこ作り身、鉢、鯉、吸物鮑、尚又土産茄子七ツ、外ニ為祝風呂敷菖ツ、代七匁位、此礼忠五郎へ南一、内義へ金老朱、扱又喜代藏母分蜂屋柿一袋呉候ニ付、此礼金老朱遣ス

十一日 天氣、追々薄暑暮、細ばたニ而小雨降

今朝赤坂明半過出立、町はずれ迄忠五郎 本名忠兵衛 送り参り、美江路分河戸迄加籠ニ乗、又新加納分鶴沼迄加籠ニ乗、七ツ時過鶴沼間屋へ参着、扱加納分鶴沼迄之間、四り八丁与申事ニハ候得共、野原計ニ而、五りも在之、退屈無限、扱又鶴沼間屋座敷、新座敷ニ而寄麗、

犬山之城真向二見へ、(抹酒)寄麗成景色宜

十二日 天氣、暑弥増

今朝明六ツ過、鵜沼宿問屋出立、岩屈(岩)觀世音へ參詣、大田川觀世音之上二而一休、扱此辺岩山二而絶景、ミたけ(ミ)細久手迄加籠二乗、大久手山城やへ七ツ半過着

十三日 天氣、暑さ弥増、夕方曇

今朝大久手早朝出立、十三峠打越、追々山深く景色色々之処あれ共、難及筆力、馬籠迄參り候処、加籠段々相勸メ、無詮方、鳥目式百文二而妻籠迄乘、夕方かのうやへ着

十四日 天氣、八ツ時分大野之瀧(心)前(心)小雨

今朝妻籠引明ケ出立、木野之瀧一見、寝さめ之びぜんやへ休、臨川寺禪宗參り、此寺之庭先より見卸(おろし)ハ木曾川也、此当り景色取わけ絶景、此処二而浦嶋太郎釣いたし候由、旧跡也、此寺之庭二浦嶋持參之弁財天安置有之由、芭蕉之牌(牌)あり

ひる顔に昼寝せふもの床之山

也有之牌

筏士に何をか問む青あらし

右等之牌、其外品々縁記有共略、当川中之釣被致候石、其外名石あれ共略

あげまつ伊勢屋へ七ツ時着

木曾たにの藤の花ふさ咲ぬるになを郭公初音聞せぬ

木曾川の水之音高き水上ハ如何計つむ岸の吹雪ぞ

十二がら下を見おろす荒いそハ岩根も砕く木曾之谷川

たらちねのおしへなけれとますらをのやまのおくまでひろめにそける

上松伊せ屋へ七ツ時着、夜中雨降出ス

十五日 終日雨中至而寒し

今朝五ツ時前伊勢屋出立、掛はし致一見候処、往昔二替り、今日石かけ大丈夫之土地二成り、言わけまでに少し掛はし有之
音高き木曾溪川のかけはしもいま者纔に名こそ残れる
なと口すさみ候、扱又芭蕉之牌石あり

棧■(棧)や命をからむ蔦かすら

扱終日之雨故、道はかどり不申、福島御番所ヲ通り、宮之越はなれ宿はづれニ、木曾義伸之古城跡有、道端に牌石あり、川をわたり南宮明神之手洗水之古跡あり、道端故頓渡不相訳候得共、牌石有故■(棧)氣付候事、藪原川上屋へ如何様八ツ過着、何分雨中故宿取、一宿いたし候事
十六日 昨夕夕雨上り、今終日天氣二而候得とも、信州の寄どくか到而寒、此間中ハ単ものニ而汗かき候処、今日ハ終日袷袴羽織ニ而寒し、尤風添

松本 松平丹波守様、御六万石、右之釣合ニ而、上々の御城ニ候

今朝藪原出立、鳥居峠打越、にゑ川之瓢箪屋ニ而茶漬、此内到而懇ニ而よし、せば宿放れ(か)善光寺道へわかれ、松本秋田屋ニ而一宿いたし候事

去ル十四日、須原・上ヶ松之間ニ、小野之瀧并寢覚臨川寺庭先ニ、

浦嶋之釣場等有之、此処到而絶景故、鳥渡口すさみし者

ねむりさす枕の上の小野々瀧見れ者寝さめの川の釣ばを

十七日 天氣、暑し

今五ツ時前出立、たち峠打越、麻績宿こくや七左衛門方へ七ツ時前着
泊、今日ハ九り計之里数ニ候得共、山坂計ニ而大草臥

十八日 曇天、五ツ過の小糠雨降、八ツ半時分より夕立雨降、風添到而烈

今朝五ツ前をミ宿出立、申ケ馬場峠を登り、火打石村の姨捨山へ廻り
巻り計之廻り也、下りニハ宜敷候得共、登りニ不可廻 長樂寺へ参候、
絵図壹枚求、姨捨石、メイ石、ワイ石、カムリキ山、其外觀世音牌石
数多、月見堂品々、絵図面二引合七致一覽候、尤名所之田毎之月、更
級川八幡之八幡宮 此宮存外大社也 右等も一覽之上、七ツ時分善光
寺ふじや江着泊、此ふじや不宜茶屋也、今日之里数八里計也、ふじや
江着之上、泥足之俣参詣之処、流石日本名高キ善光寺、到而大寺也、
石檀上り口の御堂迄ハ三・四丁も可有之処、不殘敷石、二王門・山門
見事、石燈籠数不知、御堂小間建十五間ニ廿六軒位、地中ニ小寺数不
知、色々食事小商人數不知、珠数屋数多、靈地成事難及筆力略

十九日 今早朝雨、五ツ時分上り快晴、風烈

今未明起、御開扉江参詣、階檀三遍廻り御血脈戴、藤屋ニ帰り朝飯給
出立之処、今日ハ加州公矢代宿御立ニ而、御通行有之、街道群集、丹
波川出水ニ而留り川ニ可有之処、全ク加州公御通行ニ付、川明ケ候様
子、川場へ参候処、余般之出水、尤加州公同（カ）せい繼立無之、先キハ一
人も川越不相成、四ツ時分迄川（カ）ばニ待合居、不殘川越相濟候上、旅人
繼立在之、今夕上田泊り之積之処、右之仕合故、存外遅く相成ニ付、
坂木綿屋ニ致一泊候事

廿日 曇天ながら天気、八ツ半時ませ口新田当りより雨降、一里之原大
難義、尤終日烈風

今曙坂木出立、七ツ時過追分越後屋江着、扱今日者烈風ニ而到而寒し、
上田御城下よし、随分繁昌之土地之様子、小諸も壹万五千石之御城下

中井源左衛門光基「初下り諸事手扣」

二者到而よし、此処ニ岡与殿出店有、今日之里数十一里也

廿一日 終日雨天、前日追分の碓氷峠迄一合也、上州路へおりてからハ
少し暖

今早曉宿分起し呉候得共、風雨烈、依而漸一緒起、追分出立、松枝へ
七ツ過着、つちや泊り、今日之里数七里、雨故尺取不申事

廿二日 今八ツ前迄小雨降、其後天氣

今早朝松井田つちや出立之処、昨日より雨降ニ付、かんな川留り候様
子、就而御科川も留り候様子ニ付、倉か野脇本陣すかニ致一泊候事、
昨今之雨天殆困入候事

今八ツ半過雷鳴風烈、今晚之着泊八ツ前

廿三日 天氣、暑し、昼後風

今朝五ツ時前、倉か野須賀出立、宿離ニ而深井氏与分レ、我等ハ例幣
使街道へ這入、御関所前高砂屋ニ而支度之上、切手相頼、右為挨拶百
銅相包、右書付御番所へ宗兵衛殿持参、無恙罷通り、太田宿山崎屋へ
七ツ時前着泊、今日之里数凡九里、深井氏供重藏へ祝義金壹朱相包、
三平へ深井氏分壹朱祝義もらい候事

姥捨山ニて之口すミ候御哥

かき曇るうらみをこ、に姥捨の山より出る月はさそかし

姥捨の更級川を余所にみて田毎にうつる夏の夜の月

尋来て思ひもそらもはれわたり見れば田毎に残る月影

うらみあれと姥捨山の月を見て ■■■思ひをなかつ更級の川 更級川

へなかつ□□

廿四日 天氣、昼後曇天暖

今朝五ツ時前出立、七ツ半前栃木押田源兵へ方へ着泊、今日里数凡十

り

廿五日 曇天、風少し添

今朝五ツ時、栃木押田出立、宇都之宮井筒屋清兵衛殿出店へ立寄、酒
二被呼、同所へ加籠二而、七ツ過白沢仙台屋へ着泊、今日之里数凡九
里半

廿六日 昨晚夕雨降、今終日雨降

今朝五ツ時白沢出立、夕七ツ時過大田原大玉子やへ参泊、今日之里
数凡八里、今日ハ終日之雨天、殆困り入候事、夜二入近江屋源之介殿
店へ相見舞候処、源三郎殿ニハ十三日夕日光へ御出、御留主二付、店
二而六郎兵衛へ暫時相咄、罷帰り候事、為土産上州館六百文分、但し
四十匁玉包三ツ、店之者へ為祝義金弍疋遣ス

廿七日 昨晚雨上り、今日天氣蒸暑

今早朝大田原大玉子や出立、尤馬乗ル、源三郎殿門前乗打、六郎兵衛
門口へ出居暇乞いたし宗兵衛殿ニハ被立寄候事、夕七ツ過白川柳屋へ
着泊、今日之里数凡十丁、今日ハ太田原夕苜の迄六り余致乘馬
候事

廿八日 今日天氣、暑、八ツ後風、朝霧

今朝五ツ時白川柳屋出立、七ツ時郡山常盤やへ着泊、今日之里数凡九
里余

廿九日 今日天氣、今朝風、昼前夕昼後暑、夕方夕立模様

今朝五ツ時前郡山常盤屋出立、四ツ^(三)福島奥山屋へ着泊、今日之里
数凡十一里、奥山屋旅宿到而あしく

五月朔日 天氣、風添涼

今曉起支度之上、福島奥山屋出立、藤田宿離二而陰陽師与風与道連二

相成、同人之案内二而弁慶之硯石、義経腰かけまつ 但し、此松先年
野火二而焼失、今ハ枯木、如何様名木也 等へ相廻り、政宗公古城跡、
伊達大木戸、弁慶住居跡之伽ラン跡之村等おしへ呉、致一覽、越河の
白石迄馬二乗、七ツ時過宮宿いつみやへ着泊、今日之里数凡十一里
五月二日 天氣、今朝ハ余程さむし

今早朝宮泉や出立、船迫の槻木迄、増田の中沼迄馬二乗、五軒茶屋や
へ八ツ時着之処、八兵衛・太兵衛・藤兵衛・太助参り居、夫の熊・松・
甚・善追々甘人計も迎ニ参り、盃為取替、支度等も相済シ、五軒茶屋
二而日をくらし、初夜時分着店、尤土足二而中安・玉藤立寄、着店之処、
追々ニ見舞人有之、盃為取替、尤店之者不残、但し冷酒相済し、肴三
種二而一統へ酒出し、追々被引取、支度之上打臥、今日之里数凡十一
里、五軒茶屋はゞ祝義遣候事

三日 雨天、昼後あかり曇天、寒し

明四日、理哲居士百ヶ日相管候二付、出入之衆中一緒、二汁五菜位二而、
凡四五十人計、案内五六十人計、都合百拾人計手当いたし候而、昼時
分の八ツ半時迄に不残相仕舞、夕方百万遍相管候事、吸物壺つ、香
之もの二而茶積出し候、外ニ肴三種二而酒出ス

今日検断 但し病氣二付、肝煎へ 方へ、我等着店届いたし候事、願
書下案八元方帳面ニ委有之略

四日 天氣、風添少暖

今日理哲居士百ヶ日相管、御寺和尚招請、御帰寺後、別家・支配役参
詣、我等・宗兵衛殿ニハ丁内未顔出し無之間不参、一統夕方帰宅

五日 天氣、昼暫之内暑し

今日八兵衛案内二而、丁内初検断・肝煎仲間、懇志之衆中へ為愛拶歩

行候事、尤仲ニハ風呂敷・扇等持参之処も有之、委ハ別帳へ印し略之
今日国元御母上、おあや、銚子源吉殿等へ手紙出し候事、尤御母上へ
ハ御入湯之義、伊セ殿店ニ而世話成候礼頼候事、大田原之義申上候事、
おあやへハ紋付形帯無之、家業太切ニ覚候様之義申遣候、深井氏へハ
道中世話ニ成候礼謝申遣候

長兵衛・甚兵衛事、昨日寺参りいたし、於寺及過酒、今夕遅々帰店之
由内々承り候、宗印ハ異見加へ被置候由、依而以來禁酒願書差出候由
六日 曇天、七ツ時ハ霧降、夕方雨

七日 朝小雨、昼後蒸暑

今夕方太兵衛妻おきよ相招候事、右ハ婚姻後初招未相済有之ニ付、幸
貫合せ之肴有之、相呼候事、為相伴八兵衛妻お江き、佐兵衛妻おさと
相招候事、料理ハ二汁五菜、酒肴、硯蓋、差身、外ニ我等・宗兵衛殿
勝手ニ而着祝之心持ニ而給、三平へも同断之事

八日 曇天、昼後小雨降

今日宗兵衛殿町内懇意へ顔出し被致候事

九日 曇天、四ツ時分ハ雨、終日シケ之様子

今朝宗兵衛殿同伴、四ツ塚照樂寺ハ道々、此間之歩行残し之分、顔出
しいたし候処、四ツ時分ハ之雨ニ而早々帰店、進物別帳ニ而可覽

今日昼時分、相馬ハ善兵衛参ル

十日 五ツ半時分ハ雨上り曇天

今日店之者并下男ニ到迄、祝義遣候事、今日宗兵衛殿ハ長兵衛・甚兵
衛兩人ハ差出候願酒血判之書付、内々被為覧候事、右ハ先日百ヶ日之
節、照樂寺ニ而及大酒、店法相破候ニ付、宗兵衛殿ハ異見之上、右書
付被取、我等しらぬ顔也

中井源左衛門光基「初下り諸事手扣」

今日相馬善兵衛、同店昨年之店卸持参ニ付、及聞見候処、莫太之損金、
誠ニ〳〵当惑之到、尤昨年来飢饉不作与ハ乍申、余リ之事ニ而口綴候
事、則損金

三百五拾三兩三分式朱 全損金

右之通り、余リ之損金故、正有物荒増致勘定候処、左ニ

巳年改

相馬店正味有物勘定

四千五百八十壹兩 残質錢代呂物正味引当正有

千貳百七十兩 代呂物商買貸之分、見詰有之分

三百貳十八兩 大帳貸之内、見詰有候之分

メ六千八百八十兩計

八千九百七十七兩三分 諸方貸金惣メ

百兩 望性金間違、店卸ニ無之（見附也）かり

差引

貳千五百兩計 正味、凡不足

右之通り不足相立、夫而已ならず、店法甚以不締、御領主ハ色々御
無心、可申様なき不都合之店也、且又善兵衛登り方之義申入候事、其
外佐兵衛跡之義、武兵衛殿之義不埒、安兵衛之義等、宗兵衛殿ハ噂有
之

五月十一日 昼迄曇天、昼後快晴少し暖

今日国元状相認差出候先々

京 御父君・御兄上 壹通 御母上・御ゆふ殿 壹通

水口 九郎兵衛様・十右衛門様 壹通 御母上 一通

日の 御里代殿 介一郎様

東越殿
清兵衛様

矢新様

八幡 喜多三様

メ九通

右利息差次可相渡事、尤右三人相預ケ候ハ、子供成長之上躰取候迄之義ニ付、向凡見詰十二三ヶ年
利息引残
積金

右之通り差出候事

五月十二日 曇天

今朝三平石之巻分塩竈・松島、品ニ寄、金華山へ差遣候事

今朝善兵衛相馬店へ帰店、弥来ル廿日頃三平同道、登国申入候事

佐兵衛跡相続方之義、左ニ仕法相立候事

金三百三拾式両壹分 同人自財預り

四匁壹厘 年マ朱

内

当年分小遣是

金拾両計

迄之貸凡メ高

廿式両壹歩

道の老無尽掛金

四匁壹り

午未申三会分

凡見詰

引

メ正有財メ三百金

此利

巷ヶ年分拾五両

此訳

一金 近勘へ親子三人相預候ニ付、為雑用年々近勘へ相渡

外二三十両佐兵衛分近勘へ貸金有之

右元金三百両之内、式百両ハ佐兵衛跡家付、百両ハ姪へ躰取候上、躰身

体見届候上、為元手追々可相渡、躰有之候迄ハ山彦殿方へ預ケ置可申事

附、目出度分家之節、家号名前ハ山田屋奎兵衛跡相続ニ付、右之通

り為名乗可申事、尤山松跡之義者、佐兵衛存命中右自財之内分致分

金、右之姪ヲ以一家相続為致度願望之由、仍而左之通仕向ケ候事

一金拾九両式分 御焼印貸次分、弟へ譲り可申事

右之金子、御焼印預り金子取替貸有之候得共、従来佐兵衛弟出入不宜も

の、殊ニ博奕等相好、甚不埒者之由ニ候得ハ、迎も行々見詰無之ニ付、

為筐相讓可申事、しかし受取れ候処迄受取候上之事

右之通り申渡可申事、右ニ付佐兵衛妻之義年若之事故、望有之候ハ、勝

手ニいつれ成共嫁入可致申渡

◎店分

一 ノ万両望姓年マ朱

石店分

一 い千両望姓年ツ朱

傘店分

一 ノ千ツ伯両望姓年

コノ

内天伯両無り足

天童店分

一 ノ千両望姓年

マ朱

内天ま両無り足

水口殿様預り付替之事

未正月付替

一 九百九拾兩壹分 御預り金

拾三匁七分壹厘 年貳朱

午十二月迄元利

五月十三日 快晴昼後少暑

今日得可寿屋忠兵衛殿ハ我等・宗兵衛殿・八兵衛三人、同人殿本家隠宅へ被相招、昼時分参候、二汁四菜、但し香物共、酒肴、硯蓋共五種、吸物一、我等ハす、き壹本、金頭壹本、あわひ五ツ送候

同十四日 快晴昼後少し暑

今日国元ハ四月廿三日付書状来着、京おゆふ殿御出産、御女子之由申参候、但し、四月十三日之御安産

京家貸家道具買置

前子ノ正改

金三百兩

五月十五日 快晴■暑昼後暑

今日肴町組合、国分町・二日町・同心町等々、八兵衛案内ニ而挨拶ニ参候、昼時向佐藤や勇助殿宅へ境屋長四郎殿・境屋長兵衛殿、右三人ハ我等・宗兵衛殿・八兵衛・太兵衛・長兵衛被相招、長八断ニ而三人参候、相伴得忠殿、二汁四菜、香之もの共、肴五種、吸物二つ也

中井源左衛門光基「初下り諸事手扣」

石之卷加賀三内義不幸之由、昨日便り有之候事

同十六日 天氣、少暑

今日三平日雇賃、荒勘定之事

四月八日出立、五月式日着、此日数廿四日

五月廿日出立、国元へ帰足、日の迄此日積

凡廿一日、メ四十五日旅中

此賃銀百三十五匁 一日三匁かへ

五月三日ハ十九日迄、此逗留中賃銀

并日ハの水口迄行帰り二日、メ十九日滞留

此ちん銀三十八匁 一日貳匁かへ

又七匁まし

メ百八十匁

此金三兩 相渡

外二

金 百疋

祝義遣ス

外二金貳朱、宗兵衛殿ハ祝義

又外二

道中金壹兩三分 相渡ス

同十七日 天氣、暑

今日徳兵衛帰店、かけ寄りマ伯両計、今日大田原ハ書状到来

同十八日 天氣、暑

今日氣仙沼米屋刀松殿御出

同十九日 天氣、追々暑弥増

今日三峯山祭祀相勤候事、尤三月十九日御祭礼之処、当年八忌中二付

遅日二相成候事

同廿日 天氣、暑

今日妙見大菩薩御明日御祭礼二付、致献膳、参詣之人數、新宗松藤銀

長甚六安ノ九人、引取、店ニ而酒飯差出し候事

右仕法宗印發氣ニ而、当年ノ講中順番廻り、雜費料百疋相渡候様、新

法被致候事

今日三平石ノ帰店、石店様子承り候処、彼地^(近)疫流行、則店方ニも

三人平臥之由申参候

今日天童ノ便り有之、同店喜藏事致死去候由、尤去ル九日流行之疫病

之由、同人事同所産之由、死骸親元へ帰シ候由申参候、其外伝兵衛・

駒藏同病之由申越、不案成之事

当店藤藏一昨日ノ流行之痔疫ニ而相臥、先頃中ノ質店金藏痔疫、余程

念入候事

其外世間追々疫流行、大々成痛之事

五月廿一日 天氣、少暑

今日三平^註後出立為相登候事、尤相馬廻りニ而、同所ノ善兵衛同伴、

日雇質・路用・祝義等今朝遣ス、尤まわた為持登ス、^{三平}来ル十月

三日出立之都合申遣ス、仍而ハ九月廿二三日頃迎ニ参り候様申入置、

長町迄太助送ラス

今夕弥兵衛石之卷ノ日着ニ参候、鮭巻本持参、今朝石之卷・天童ニ病

人有之由ニ付、下男・日雇ヲ以、感応丸^(カ)以くわんのふか、ふ等為持、

両所へ兩人見舞ニ遣ス、石之卷ハ弥兵衛かけ違ニ成ル

同廿二日 天氣、暑し

今日石之卷店卸見受候処、扱不怪大損、何共可申様無之当惑之事、

則

ヲ泊天井吉多天分余 損

ノ井ハ両ノ分余 湊店損

弥兵衛登国、秋与宗兵衛殿ノ被申渡候事、ヒノ定店預ケ之安兵衛も秋

与被申渡候事

夕方石之卷わだや豊吉殿見舞ニ被参、宗兵衛殿被逢、我等不快之由申

入不及面会候事、同人事志願之筋有之候由、其訳ハ今朝弥兵衛ノ承り

候処、百金金子借用致度由、先達而ノ京忠・か、三等を以願入有之由、

其筋合ヲ以被参候事与被察候事

同廿三日 終日雨天、少寒し

今日弥兵衛与益為取替いたし候事、宗印ノ善弥、別商一許一緒氣前ふ

れ不申様、心得可申段教導有之、尚茂兵衛出入願之義、銀藏妻出入、

表向之義願申出候由承之

今夕石之卷・天童ノ両飛脚帰宅之処、両所病人共追々宜旨申参候

同廿四日 朝小雨、終日曇天

今夕方福応院様御相当御逮夜ニ付、例之通百万遍相勤、別家出入懇志

参詣、今日宗印ノ承候、又蔵出入願有之由、松三殿口入、今夕ノ藤兵

衛少々不快

同廿五日 終日曇天

今日弥兵衛帰店、龍蔵同店へ遣ス

同廿六日 終日曇天、朝夕冷

同廿七日 小雨、夕方本降

今日相馬・江戸状至着、日の十兵衛・銀兵衛ノ状着

霰降

同廿八日 今昼時分今小雨、雷鳴一旦余程盛也、夕方稲光り

同廿九日 今朝曇天、追晴天氣

同晦日曇天

今日銀藏義、先達而妻女引取度、段々願入ニ付、今日申渡候ハ、其方親儀兵衛代々太物商売致度願ニ付、右許容、則買先江戸田端屋方へ、此方請印まで致遣罷在候処、不計損金相立、相統難相成候由ニ付、及吟味候処、田端屋方夥敷借財、先方ニ而ハ此方名前■受印故難洪願申入候進、一切聞入無之、段々応対之上、年賦ニ相成、無詮方此方より右年賦弁金致遣、其後其方兄儀助、貞実之由ヲ以質商売致度願入ニ而、元手金等借用願入、夫是格別之勘弁ヲ以聞濟遣罷在候処、質方ニ而も損金相立、其上不勝相庭事ニ相掛、莫太之損毛与相成、夫等之義も一円此方へ損失相掛、申訳難相立、失奔致候段、不埒千万、暖簾取上ケ、目見差留可申之処、段々之願侘ニ付、別段存慮ヲ以同家ニ差置候内、其方事貞実之由ニ而質商売取統申度願入ニ候得共、先君御義ハ余り度々之事故、御承引も無之処、一緒之吞込ニ而、取次質為被統差置候処、昨年迄之処、とふか実体之様子ニ而、三十両計質店方へ返金ニ相成候処、老母病氣ニ而没候由、旁ニ而不時入用も有之候故、又候三十両計不足相立候由、其上元方ニ而八十金之時借有之由、旁此度之願難聞濟候得共、段々之願入、格別之勘弁ヲ以聞濟遣候、いつれニ一人ハ留主番も無之而ハ難叶訳故、今日聞濟遣候上ハ、以来他ニ而ハ禁酒致、決而相用申間敷、第一家業人精、追々質物相増致繁榮、家内暮方之義ハ精密ニ致儉約、物入無之様、片時も無油断相守候様申渡候事、則宗兵衛殿より被申渡呉候、尤我等可申渡筈之処、昨今之義相頼候事、甚兵衛立会候事

銀藏妻つね当午廿才

妻親元肴町水屋運治

今度商売ニ而佐藤屋杯へ出入候由

同夕八兵衛妻お江き案内ニ而、おつね目見ニ参り、為土産鯛式尾持参、依而此方今祝義百疋遣入、扱初呼之義ハ、来ル二日、軒帳直振舞致候間、其節兼用之心得、祝義者今夕遣候間、重而ハやめ同夕茂兵衛義招呼候訳ハ、先達中今法会御年回度毎、出入赦免之願書被差出候得共、十六ヶ年已前之不埒、不成一方不埒之至、莫太之損金主人ニ相掛、中々可差免筈ハ更々無之、御先君ニも茂兵衛勘氣赦免之義ハ、中々用捨不相成、重々之不埒もの、譬如何体難洪ニ陥、先非を悔、歎願候共、聊ミレン相掛申間敷由、兼而之被仰置、依而其思召を統、聊用捨可致筈無之候処、其後其方ニも金華山へ閉居相慎ミ罷有候由相聞へ、且ハ其方実家横山屋甚兵衛義、四月中不幸有之、当時女世体ニ而、アノ俣差置候ハ、絶家ニも可及由、左も無之時、必至極難ニ陥可申、依而其方為後見這入、子供見育可申条、親類一統之頼之処、横山屋義ハ前々今出入義、然ル処へ勘氣を蒙候、其元這入候ハ、行々用向も不申付、且ハ勘氣之身として恐入候段、然ハ右様ミせ照西寺工ヲ以、此度我等初下向、尚来ル二日御祝致候段承知ニ而、段々願書ヲ以被頼入、前以申入候通、其方義ハ中々用捨可致遣存慮、更々無之候得共、横山屋方数代出入之義、極難ニ陥候義、至極不便ニ存、且八兵衛・太兵衛今も段々相詫候間、格別之存慮ヲ以、此度目見差免候間、横山屋方性々致後栄候様之取計可被致、尚又其元義已来貞実ニ被致、当方江聊恩報之心を以、為方ニ相成候様、格別出情有之度、併金錢通用之義者決而不相成、此段可心得事、右之段宗兵衛殿今演舌有之候、則八兵衛付添

罷出候事、付而右受書差出候様申入置

【付記】

本稿は令和三年度陵水学術後援会学術調査・研究助成による成果の一部である。